

富士市若者世帯まちなか居住支援奨励金(まちなかU-40)申請手順

富士市若者世帯まちなか居住支援奨励金の交付を受けるためには、対象要件に該当した上で、住宅取得計画を申請していただき、市の承認（認定）を受ける必要があります。

【申請にあたってご注意いただくこと】

新築住宅・・・工事着手前に住宅取得計画書の提出をお願いします。

建売住宅 中古住宅 分譲マンション・・・購入契約締結前に住宅取得計画書の提出をお願いします。

1 住宅取得計画書を提出

《必要な書類》

- ①住宅取得計画書（第1号様式）
- ②住民票（若者世帯の世帯員全員のもの。続柄、本籍、筆頭者記載のもの。）
- ③建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定に基づく確認済証の写し（申請中の場合は、住宅の構造及び居住用部分の床面積がわかる書類）
- ④住宅の付近の見取図、配置図及び各階平面図
- ⑤見積書（住宅の取得価格がわかる書類）の写し

審査・承認

承認通知

※市から「住宅取得計画承認通知書(第2号様式)」
「奨励金見込額と今後の手続きについて(別様式第2号-1)」
を送付します。

工事着手（新築住宅）

購入契約締結（建売・中古住宅、分譲マンション）

〈計画内容に変更がある場合〉

住宅取得変更計画書を提出

※完了届の提出前までに変更計画書を提出し承認を受けてください。

《必要な書類》

- ①住宅取得変更計画書（第3号様式）
- ②その他、変更事項により住宅取得計画書の添付書類のうち必要なものを添付

再審査・承認

※市から「住宅取得変更計画承認通知書(別様式第3号-1)」を送付します。

2 完了届

住宅取得承認通知書による承認日から1年以内の提出をお願いします。

《必要な書類》

- ①完了届（第4号様式）
- ②建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の写し
- ③対象住宅の写真（外観、玄関、居室、台所、便所及び浴室が確認できるもの）

現地確認 ※市で現地確認を行いません。立会いは不要です。

※市から「完了届承認通知書（別様式第4号 - 1）」を送付します。

3 交付申請

完了届承認通知書を受け取り後、速やかに提出をお願いします。

《必要な書類》

- ①富士市若者世帯まちなか居住支援奨励金交付申請書（第5号様式）
- ②取得した住宅における世帯員全員の住民票（続柄、本籍、筆頭者記載のもの）
- ③取得した住宅の登記事項証明書
- ④契約書 その他の住宅の取得価格がわかる書類の写し
- ⑤請求書兼口座振替申請書（別様式第5号 - 1）
- ⑥市税完納証明書（申請者及び18歳以上の同居者全員分）
- ⑦富士市に夫又は妻の名義である住宅を他に所有していないことを証する書類（市役所3階収納課で交付申請してください。）

審査

※市から「富士市若者世帯まちなか居住支援奨励金交付決定通知書（第6号様式）」を送付します。

奨励金の交付

※交付申請から約1ヶ月程度で、指定された口座に振り込みます。

まちなかU-40（アンダーフォーティー）に関する申請書類は、富士市住宅政策課のウェブサイトからダウンロードできます。

まちなかU40

検索

【お問合せ先】

富士市役所 都市整備部住宅政策課

〒417-8601 静岡県富士市永田町一丁目100番地

電話番号 0545-55-2817 / FAX番号 0545-57-2828

電子メールアドレス： to-juutaku@div.city.fuji.shizuoka.jp